

ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン

摩周湖が三つ星に選ばれました

フランスのタイヤメーカー、ミシュラン社が5月13日に発行した日本に関する旅行ガイド「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」の改定第2版で摩周湖が最高評価である三つ星(★★★)を獲得しました

ミシュラン・グリーンガイドは1926年にブルターニュ編が発行されたのが最初で、80年以上の歴史があります。現在、10カ国語で344種類が全世界で発売。日本全国の観光地などの魅力を評価した外国人観光客向けの本、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンは2009年3月に初版が刊行されました。知名度や文化財の豊かさ、旅行のしやすさと利便性、旅行者の受け入れの質など9つの基準で評価され、星なしから、興味深い(星一つ)、寄り道する価値がある(星二つ)、わざわざ旅行する価値がある(星三つ)に分類され、旅行者へのお薦め度を示しています。

摩周湖は今回、初掲載で最高評価の三つ星を獲得しました。町内からはほかに、屈斜路湖、和琴半島、摩周湖第3展望台、摩周湖第1展望台(以上二つ星)、川湯温泉、砂湯の眺望、硫黄山(以上一つ星)、砂湯(星なし)が紹介されています。

改定第2版はフランス語版のみで、日本でも全国主要洋書取扱店で販売されます。

あなたの家は消防法に違反していませんか？

平成18年の消防法改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、平成23年6月1日から未設置住宅は消防法令違反となります。あなたの家は消防法に違反していないか、次のフローチャートに沿って確認してください。

スタート	
住宅用火災警報器を設置している。	いいえ ……→ 法令違反です！大切な命を守るためにも、すぐに設置しましょう！
はい ↓	
設置場所は寝室である。	いいえ ……→ 設置するのは寝室です。寝室に設置していない場合は、寝室に設置してください。
はい ↓	
設置している警報器は煙式である。	いいえ ……→ 設置するのは煙式の警報器です。熱式のものと同様でないよう注意してください。
はい ↓	
階段の上にも設置している。 (2階以上に寝室がある場合)	いいえ ……→ 寝室が2階以上の階にある場合は、階段の上にも必要となります。
はい ↓	
法令違反はありません。 これからも「火の用心」に心がけてください。	



火事と救急は119番

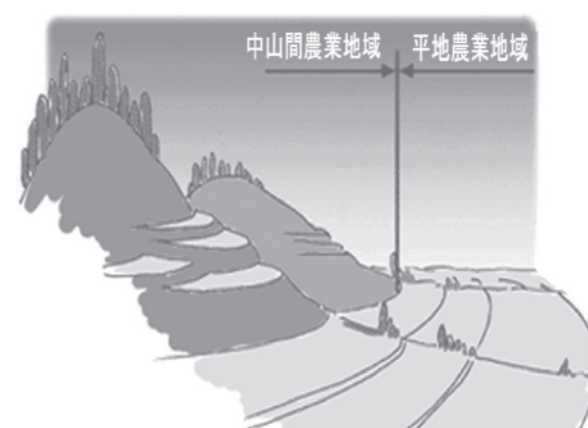
弟子屈消防署

☎482-2073 E-mail:teshikaga.fire.119@bird.ocn.ne.jp

4月末までの出動件数

火災	0件
救急	170件

ご存じですか？ 地域農業を守り育てる 中山間地域等直接支払制度



中山間地域等直接支払制度は、平成12～16年度に第一期、平成17～21年度に第二期で、10年間にわたり実施されてきました。国(50%)、北海道(25%)、町(25%)がそれぞれの負担率で農業者の方などに直接交付金を支払い、農業生産活動などの推進を図ります。

内容を皆さんにお知らせします。

中山間地域等って何？

「中山間地域等」とは、平野の外側の周辺部から山間地までのことを指しています。国土の7割程度の面積を占めていて、総人口の約14%が生生活する地域であり、弟子屈町もこの地域に当てはまります。

農業生産額、農家数、農地面積では、全国の約4割を占め、日本の農業・農村の中で重要な地位を占めています。

中山間地域等直接支払制度

山間などの農業農村が有する水源かん養機能や洪水防止機能などの多面的機能によって、下流域の住民の生産・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかし、こうした地域は高齢化が進む中、農地に傾斜地が多い、積算気温が著しく低く草地の占める割合が高いなど、平地に比べ農業として生産条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じています。これらの地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるように、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことで、多面的機能の確保を図るための制度です。

本町は、積算気温が2千300℃未満と極めて低い気象条件にあり、草地が耕地面積の80%以上を占める草地率の高い酪農地帯となっています。

制度の対象となる活動

対象となる活動は、集落協定に基づいて5年間以上継続される農業生産活動などに加え、多面的機能を増進する活動として、集落が実態に合ったものを選択して実施されます。

この農業生産活動などと多面的機能を増進する活動を合わせて共同取組活動といえます。これらの農業生産活動などを行う農業者の方などの間で、対象とする農地の範囲と共同取組活動の内容を規定した集落協定を締結することによって、農地面積に応じて交付金が交付されます。

交付金は共同取組活動に充てるほか、協定参加者の農地面積に応じて個人に配分されますが、交付金のおおむね50%以上を共同取組活動に割り当てることが望ましいとされています。

制度の趣旨の実現のためには、個々の農家の取り組み以上に、集団による取り組みが有効であることから、集落ぐるみの取り組みを推進することが重要なポイントとなっています。

平成22年度から始まった本町の取り組み

本町は、町内全域を一つの集落として「弟子屈集落協定」を締結し、平成22年度は142戸の農家や農業生産組合などが参加しました。

平成22年度からは制度が一部改正され、担い手対策や食糧自給率向上に向けた農業生産を維持するための対策が組み込まれ、本町では地場産牛乳のPRなどを積極的に進めています。

前対策から実施されている「担い手の高齢化・減少などによる耕作放棄地の荒廃防止」や「良好な農村景観形成(ヒマワリ畑の整備)などを継続しつつ、新対策による地域農業の発展および地域経済の向上につながる取り組みを実施したいと考えています。さらには、地域小・中学校と連携し、農業体験・牧場見学会など、新しい世代への農業教育活動にも積極的に取り組んでいきます。

今後も農業関係者、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

弟子屈町の22年度取組状況

弟子屈集落の平成22年度の対象草地面積は77,117,059㎡で、交付金総額は115,675,588円(交付単価1.5円/㎡)となっています。うち共同取組活動費に64,887,085円を配分し、農業者の耕作面積に応じて支払う個人配分とで約50%ずつに分けて使用しました。

【実施した主な共同取組活動】

- 良質な粗飼料の生産と収量の向上を図るため、草地更新に対して助成。(9,638千円)
- 地場産牛乳のPRおよび商品開発、町民還元牛乳の配布などを実施。(1,469千円)
- 口蹄疫などの伝染病の侵入防止対策を実施。(1,146千円)
- 公共牧場の利用促進と牛の環境改善のため、施設整備などを実施。(13,300千円)
- 農村景観整備のため、ヒマワリ畑の設置や施設花壇整備。(3,740千円)

この制度は、日本の農業政策上重要な取り組みです。農業者の方に直接交付金を支払うことから、町民の皆さんの理解の下、明確かつ合理的・客観的な基準により透明性を確保して実施しなければなりません。こうした観点から、集落の概要や実施状況を今後も公表していきます。

問い合わせ先／役場農林課農政係 ☎482-2936 (課直通)